

川西市産業ビジョン推進委員会・地域経済対策検討部会 委員名簿

【 令和3年2月18日(木) 全体会 】

(委員任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日)

(部会員任期 令和2年9月25日～令和3年3月31日)

		分野	氏名	選出区分	出席
1	委員長 部会長	学識経験者	佐々木 保幸	関西大学経済学部	オンライン
2		経済団体代表	野平 淳一郎	睦工業(株) 川西市商工会	ご欠席
3		商業	望月 潔	(株)ナッツベリー 川西市商工会	202 会議室
4		工業	片岡 英夫	富士色素(株) 川西市商工会	オンライン
5		農業	福本 昭夫	川西市農業振興研究会	202 会議室
6		市民	鈴木 光義	川西市コミュニティ協議会連合会	オンライン
7		必要と認めるもの	福本 淳	伊丹公共職業安定所	オンライン
8	部会員	学識経験者	時任 啓佑	武庫川女子大学 実践学習センター	オンライン
9	部会員	学識経験者	山本 利映	やまもと中小企業診断士事務所	オンライン
10	部会員	学識経験者	木原 奈穂子	鳥取大学農学部	オンライン
11	部会員	必要と認めるもの	辻田 卓也	能勢電鉄(株)	オンライン
12	部会員	必要と認めるもの	須磨 正尚	(株)池田泉州銀行川西支店	202 会議室
13	部会員	必要と認めるもの	野原 和憲	野原興産(株) 川西市商工会	オンライン
14	部会員	必要と認めるもの	藤森 薫	川西市商工会	オンライン

(敬称略)

時代が変わる。川西を変える。
さあ、かわにし^新時代へ。

川西市 産業ビジョン

～ポストコロナを見据えた地域経済対策(案)～



川西市
Kawanishi City

川西市 産業ビジョン
～ポストコロナを見据えた地域経済対策（案）～

目次

第1章 はじめに.....	1
1．目的と位置付け.....	1
2．計画期間.....	1
3．策定の体制.....	2
4．川西市産業ビジョンの概要.....	2
5．本市産業の概況.....	3
第2章 新型コロナウイルス感染症による本市産業への影響.....	5
1．全国の新型コロナウイルス感染症の動向と経済への影響.....	5
2．新型コロナウイルス感染症による本市産業への影響.....	6
3．新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の変容.....	9
第3章 産業ビジョンとポストコロナを見据えた地域経済対策.....	11
1．ポストコロナを見据えた地域経済対策の考え方.....	11
2．ポストコロナを見据えた地域経済対策.....	12
3．産業ビジョンとウィズ/ポストコロナにおける地域経済対策の事業化方針.....	20
資料編.....	26

第1章 はじめに

1. 目的と位置付け

本市では、令和2年3月に、時代の変化とともに、本市を取り巻く環境や地域の課題、市民ニーズの変化に対応するため川西市産業ビジョンを策定いたしました。

この間に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界中に拡大し、令和2年3月11日には世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的大流行）と発表するに至りました。国内においても感染は拡大し、兵庫県を含む地域に緊急事態宣言が発出され、外出の自粛や飲食店をはじめとする店舗の営業時間短縮が要請されるなど、社会経済活動に多大な影響を与えています。

この新型コロナウイルス感染症による影響を社会全体で低減・抑制するため、全ての市民の暮らし方、働き方、事業者の経済活動について「新しい日常（ニューノーマル）」への移行が求められます。このような社会経済情勢、いわゆる「ウィズ/ポストコロナ」の状況下における、市内産業の振興施策について、これまでの考え方から転換した、新たな視点による取り組みが求められることから、産業ビジョンを基礎としつつ、新たな経済対策を構築する必要が生じました。

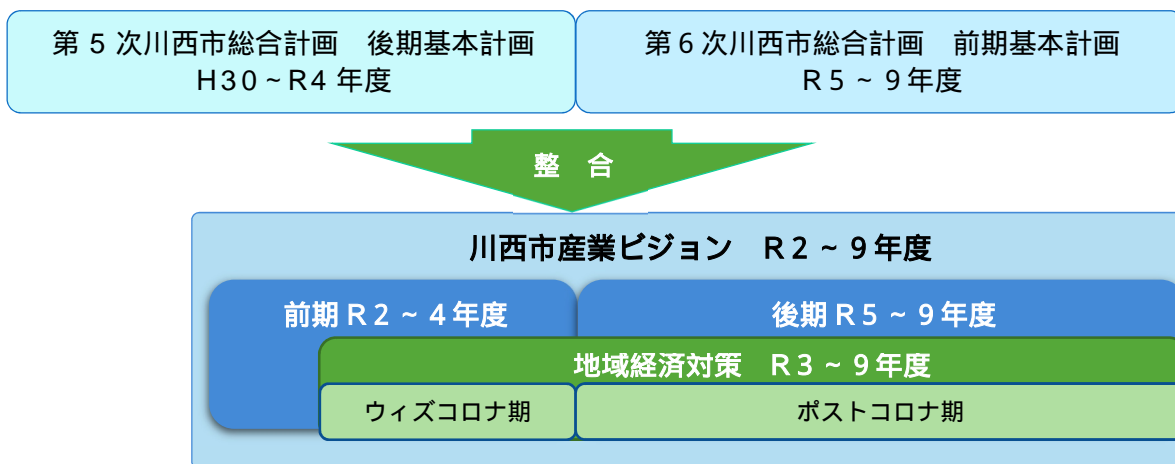
この経済対策の検討にあたっては、本市の産業構造や新型コロナウイルス感染症による、社会経済活動への影響についてエビデンスに基づいた企画・立案を重視します。

また、産業ビジョンに掲げる本市の産業振興における将来像や基本方針・施策・事業の方向性に、ウィズ/ポストコロナに対応した地域経済対策として追加・拡充・転換を行うとともに、事業化に係る優先度・期間について示します。

2. 計画期間

産業ビジョンは、令和2年度から9年度までの8年間を計画期間としており、本経済対策はこの期間中の令和3年度から9年度の7年間の施策・事業の方向性を示します。

また計画期間中、令和2年度から4年度までの3年間を前期、令和5年度から9年度の5年間を後期とし、本市を取り巻く社会経済情勢の変動や、令和5年度以降を計画期間とする「（仮称）第6次川西市総合計画」の基本構想及び前期基本計画の策定方針に応じて、本ビジョンの見直しを行います。



ウィズ/ポストコロナ期は策定時の見通しであり、感染拡大状況等に応じて変動

3 . 策定の体制

本経済対策の策定にあたっては、「川西市産業ビジョン推進委員会」に、各分野に精通した学識経験者等で構成する「地域経済対策検討部会」を設置しました。

また、新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響を把握するため、各産業従事者や関係団体へのヒアリングを実施するとともに、市商工会の協力のもと事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

4 . 川西市産業ビジョンの概要

(1) 概要

産業ビジョンは、「第5次川西市総合計画」における商工業・農業・中心市街地活性化・観光・労働政策に係る施策目標の実現をめざす個別計画として、「第2次川西市総合戦略」(計画期間：令和2～4年度)、「川西市中心市街地活性化基本計画」(計画期間：令和2～6年度)などの関連計画との整合を図り策定するものです。

この策定にあたっては、「産業ビジョン推進委員会」に「ビジョン策定部会」を設置して調査・審議を行い、令和2年3月に策定しました。

このビジョンに基づき、住宅都市として発展してきた特性を活かしつつ、将来を見据えた産業構造への変革への対応、活性化、持続性の向上をめざした産業振興施策を推進します。

(2) 基本理念

策定にあたっては、下記の3つの大きな視点を持ち、基本理念を定めています。

基本理念 働く人 暮らす人 訪れる人 みんなで創る 魅力と活力が続くまち

< 3つの大きな視点 >

働きたい・活動したいと思うまち

起業やビジネスの視点による地域課題への対応を支援するとともに、民間企業との連携により地域経済の活性化をめざします。

暮らし続けたいと思うまち

将来にわたり、活発なコミュニティが形成され、身近な地域で働き、豊かな暮らしが実現できるよう、商業・工業・農業の持続性の向上と活性化に取り組みます。

訪れたいと思うまち

中心市街地の回遊性を高め、魅力的な店舗の出店を促すとともに、地域資源を活かしたイメージの向上や観光交流の促進をめざします。

(3) 基本方針

産業ビジョンでは、基本方針を下記の4項目として、主要施策、事業の方向性、事業展開の方向性を示しています。

産業ビジョンの基本方針の概要

しごとの創出と暮らし・まちの活性化

新たなしごとを創出する起業家や事業者による事業展開を促し、地域課題の解決や活性化に向けた取り組みを行い、働き、暮らし続けたいと思うまちづくりを行います。

まちのにぎわいと歴史・自然体験による交流の活性化

中心市街地における、にぎわいと活力をつなげる取り組みを展開するとともに、本市の観光資源や多彩なイベント、近隣市町と連携した観光交流を進めるなど、来訪を促進する取り組みを展開します。

既存産業の持続と活性化

本市の自然環境と生活利便性、就労の場が近接した豊かな居住環境を継続し、今後も長きにわたり、身近な地域で働き、暮らすことのできるまちを実現するため、既存産業の持続と活性化を推進します。

産業を担う人材確保と育成

国、県との連携や就労関係機関との協力により、人材の確保・育成に取り組みます。また、就労意欲のある人々の希望が実現につながるよう支援を行うとともに、多様で柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発などを行います。

5. 本市産業の概況

産業ビジョンでは、経済センサス基礎調査などの統計資料により、本市産業の状況と課題の分析を行っています。

本市の人口は、平成17年国勢調査では157,668人であり、それ以後減少に転じ、今後さらに減少していくことが予測されています。このような人口の動向や少子高齢化の進行が、個人消費や住宅投資など需要面でのマイナス作用に加え、地域経済を支える生産年齢人口の減少を引き起こしています。

また、本市の産業は、住宅都市として発展してきた経緯から、サービス業及び卸売・小売業、不動産業が事業所数の8割を占め、総生産額では7割以上を占めています。一方で、製造業、卸売・小売業において事業所数及び従業者数のいずれも減少傾向が続いています。

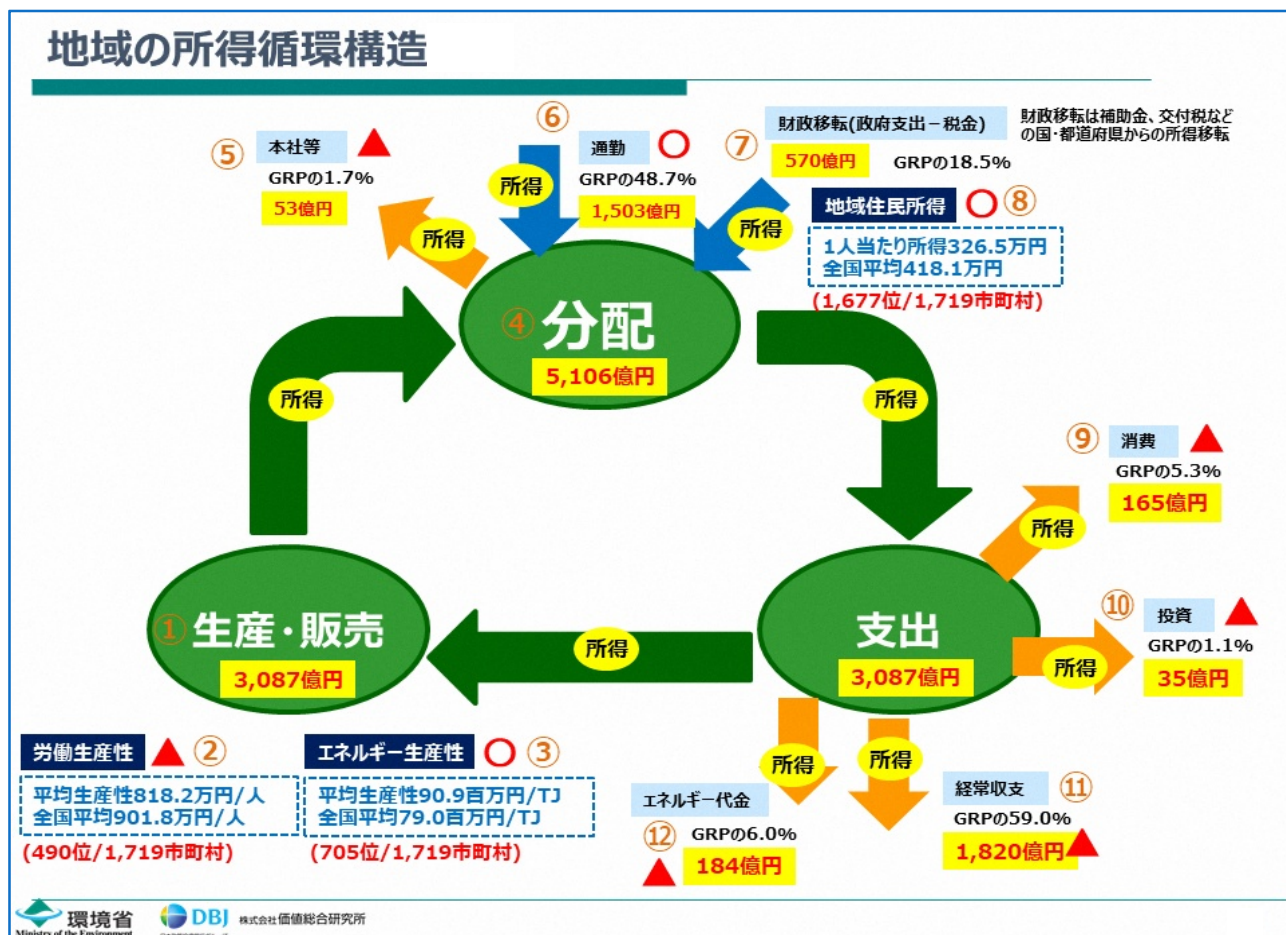
市内総生産の推移は、平成27年度以降増加が続いており、平成30年度には3,448億5,500万円と最高値を記録しています。産業別の生産額では、サービス業が増加傾向にあり、市内全体の総生産額に占める割合としても増加しています。

地域経済循環分析()によると、地域の所得循環構造は、市外で勤務する人が得る所得が市内へ流入していますが、消費や産業分野での経常収支(市外に販売した額と市外から購入した額

の差額)がマイナスとなっており、市外へ所得が流出する構図となっています。この所得の流れについて、市内での循環と市外からの流入を増加させる必要があります。

本市の所得循環構造 (地域経済循環分析)

← 市内の所得の循環 ← 市内への所得の流入 ← 市外への所得の流出



出典：環境省、(株)価値総合研究所「川西市の地域経済循環分析【2015年版】」

- 「生産・販売」= 市内での生産や販売により 3,087 億円を産出。
- 「分配」= 市内で得られる所得以外に、市外に勤務する人が得る所得で 1,503 億円が流入。国、県からの補助金や交付税などの財政移転で 570 億円が流入。
- 「支出」= 市内での買い物や観光等の消費に比べ、市外での消費が多く 165 億円が流出。産業分野での経常収支では 1,820 億円が流出。

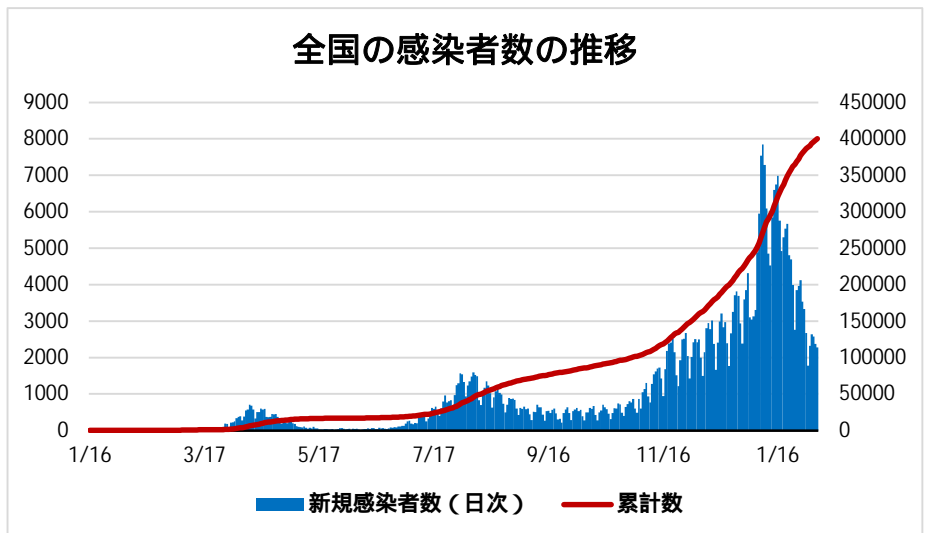
地域経済循環分析：環境省が構築した、市町村ごとの「産業連関表」と「地域経済計算」を中心とした複合的な分析により、「生産・販売」、「分配」及び「支出」の3面から地域内の資金の流れを俯瞰的に把握するとともに、産業の実態(主力産業・生産波及効果)、地域外との関係性(移輸入・移輸出)等を可視化する分析手法。

第2章 新型コロナウイルス感染症による本市産業への影響

1. 全国の新型コロナウイルス感染症の動向と経済への影響

(1) 全国の新型コロナウイルス感染者数の推移

- ・4月の第1波、8月の第2波に続き、気温の低下した11月頃から感染者が急増し、病床数の逼迫度が深刻化する都府県が増加したため、令和3年1月8日から2度目の緊急事態宣言が発令されました。
- ・7月下旬から開始した「Go to キャンペーン」などによる経済対策と、感染者数の抑制対策を続けてきたものの、両立の難しさに直面しています。



(2) 新型コロナウイルス関連破たん状況

- ・全国の新型コロナウイルス関連破たんのうち、令和2年2月からの負債1,000万円以上の累計数は978件となっています。
- ・月別では、6月：103件、7月：80件、8月：67件と前月を下回ってきましたが、9月以降3カ月連続で100件を超えました。
- ・12月からは2カ月連続で100件を下回りましたが、2月は5日までに42件が判明し、発生ペースが再び早まっています。



企業倒産は、負債1,000万円以上の法的整理、私的整理を対象に集計している。原則として、「新型コロナ」関連の経営破たんは、担当弁護士、当事者から要因の言質が取れたものなどを集計。

2. 新型コロナウイルス感染症による本市産業への影響

(1) 本市産業への影響把握

新型コロナウイルス感染症による本市産業への影響については、国・県及び各調査機関による統計資料を参照するとともに、川西市商工会や関係機関の協力をもとに、下記の調査を実施して把握しました。

これらのデータに基づき、本市産業への影響について業種別に見た景況を示します。

	内容	実施時期	内容		
A	中小企業景況調査 (川西市商工会)	令和2年 7~9月	各業種の市内事業者ヒアリングを行い、市域の中小企業の景況を取りまとめたレポート		
B	事業者団体 ヒアリング	令和2年 10月	市内事業者団体を対象にヒアリングを行い、現状や今後の見通し、課題を把握		
				業種	対象団体・対象者
				農業	JA 兵庫六甲 営農支援センター
				商業・工業	市商工会 工業・建設・商業・サービス部会員
	観光	市観光協会			
C	市内事業者 アンケート (川西市商工会)	令和2年 9~10月	市内事業所へ調査票を郵送し、感染防止や休業等の対応、売上の変化や公的支援策の活用、新たな取り組み等について把握		
対象事業所数：2,734 事業所、回答数：722 社 (回答率：26.4%)					
D	産業ビジョン推進委員会 地域経済対策検討部会	令和2年 10、11、 12月			

以下、景況を示す参照データを(A)(B)(C)(D)と表記します。

(2) 市内産業の景況

市内全体の景況



【マイナス要因】

- ・4~5月に売上前年比が50%以上減少した事業者は約27%。(C)
- ・第3波による消費者マインドの悪化を不安視している。(A)

【プラス要因】

- ・6月以降、感染拡大防止に配慮しつつ経済活動が再開され、個人消費や生産活動は持ち直し傾向にある。(A)
- ・持続化給付金を活用した事業者は46%、新型コロナウイルス感染症特別貸付を利用した事業者は約22%。(C)
- ・国の大規模な経済対策(Go to キャンペーンなど)への期待は大きい。(A)

製造業



【マイナス要因】

- ・生産活動は上向き傾向にあるが、最悪期を脱したに過ぎず、大幅な回復には至っていない。特に小規模事業者は依然として厳しい経営環境にある。(A)

【プラス要因】

- ・4月、6月の売上については、増加した事業者が6社ある。(C)
- ・自動車業界の生産数は、8月までは5割以下に落ち込む月もあったが、9月以降は回復基調にあり、平常化に向けた期待感がある。(B)
- ・家庭用ガスの消費が増加している。また、ガソリン供給も激減していたが、10月現在は出荷量・価格とも回復傾向にある。(B)

建設業



【マイナス要因】

- ・建設・建築工事は、中国からの輸入資材が入手できないことから工期が遅れ、売掛金の回収も遅れ気味。(B)
- ・土木業は、現在は直接的な影響はないが、今後の税収の減少による公共事業の激減が懸念される。(B)

【プラス要因】

- ・4～6月の売上については、増加した事業者が10社前後ある。(C)
- ・第3波の感染拡大の影響が懸念されるも、停滞していた工事の受注や商談・販売も再開し、明るい兆しがある。(A)

小売業



【マイナス要因】

- ・アパレル関連などは伸び悩み、百貨店は衣料品を中心に減少。市・県・国の消費喚起キャンペーンによる回復を期待している。(A)
- ・今は耐えているが、この状況が続けば、一気に閉店が増える可能性が高い。(B)
- ・川西能勢口駅周辺の売上は減少している。(B)

【プラス要因】

- ・8月中旬以降は、飲食料品小売、ドラッグストア、コンビニ、スーパーなどを中心に消費が大きく回復。特別定額給付金の効果もあり、大型家電製品は好調を維持。(A)
- ・住宅地周辺の売上はあまり落ちていない印象がある。(B)
- ・4～6月の売上が増加した事業者が30社前後ある。(C)

飲食業



【マイナス要因】

- ・商店街で最もマイナスになっているのは飲食店。昼が中心の店よりも、夜が中心の店が厳しい。(B)
- ・飲食店の約36%が1カ月以上休業している。(C)
- ・7月から9月にかけて上向きに転じたが、団体予約はなく、売上は戻っていない。(A)

【プラス要因】

- ・テイクアウト販売を始めたところ、売上が伸びている。継続できれば事業の柱になる可能性がある。(B)

観光業



【マイナス要因】

- ・観光業は、全て1カ月以上休業している。(C)
- ・テレワーク等が定着した場合は、能勢電鉄の定期券利用者が10~15%減少する予想。(B)
- ・昨年までは外国人観光客も増加していたが、現在はほとんどいない。(B)
- ・能勢電鉄の乗降客数は、4~5月は前年比5割減だったが、6月以降は2割減、10月には13%減まで回復した。第3波の到来により、11月には再び2割減となり、以後も厳しい状況が続くと見込んでいる。(B、D)

【プラス要因】

- ・近場のアウトドアで休暇を楽しむ観光客が増えており、8月以降の妙見山のケーブルやリフト、バーベキューは好調。(B)
- ・近隣自治体との広域展開を期待する声がある。(B)

その他サービス業



【マイナス要因】

- ・サービス業の多くは、売上げが新型コロナ流行前の水準を下回る状態が長期化している。(A)
- ・教育・学習支援業では、事業者の約35%が1カ月以上休業。(C)
- ・ビルの小規模テナントは、ソーシャル・ディスタンスが取れないために売上が立ちにくく、12月や3月の契約更新時に撤退する可能性がある。(B)
- ・フィットネスや温浴施設は、営業再開後も利用者数の回復が遅い。(D)

【プラス要因】

- ・6月の売上については、増加した事業者が10社ある。(C)
- ・理美容業を含めた生活関連サービス業では、来店客数や売上が回復基調にある。(A)
- ・ゴルフなどの屋外レジャーは人気となっている。(D)

農業



【マイナス要因】

- ・切り枝は、華道教室等の休止に伴い売上が減少。(B)
- ・高齢の生産者が多く営農規模は現状維持が基本となり、拡大はわずか。(B)

【プラス要因】

- ・都市近郊農業であり、大量生産を行っている生産者は少ない。事業者向けより個人消費向けが多く、影響は比較的少ない。また、単価も高く保たれている。(B)
- ・市場・直売所等での一般家庭向けの売上は増加。(B)
- ・貸し農園の人気が出ている。(D)

3. 新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の変容

(1) 生活・社会活動の変容

新型コロナウイルス感染症から自分、身近な人々、地域を守るため、「新たな生活様式」として、「一人ひとりの基本的感染対策」、「日常生活を営む上での基本的生活様式」、「日常生活の各場面別での生活様式」、「働き方の新しいスタイル」を取り入れた生活への移行が必要となりました。そして3密を回避する行動変容、つまり「密集 分散」、「密接 隔離」、「密閉 開放」が求められています。

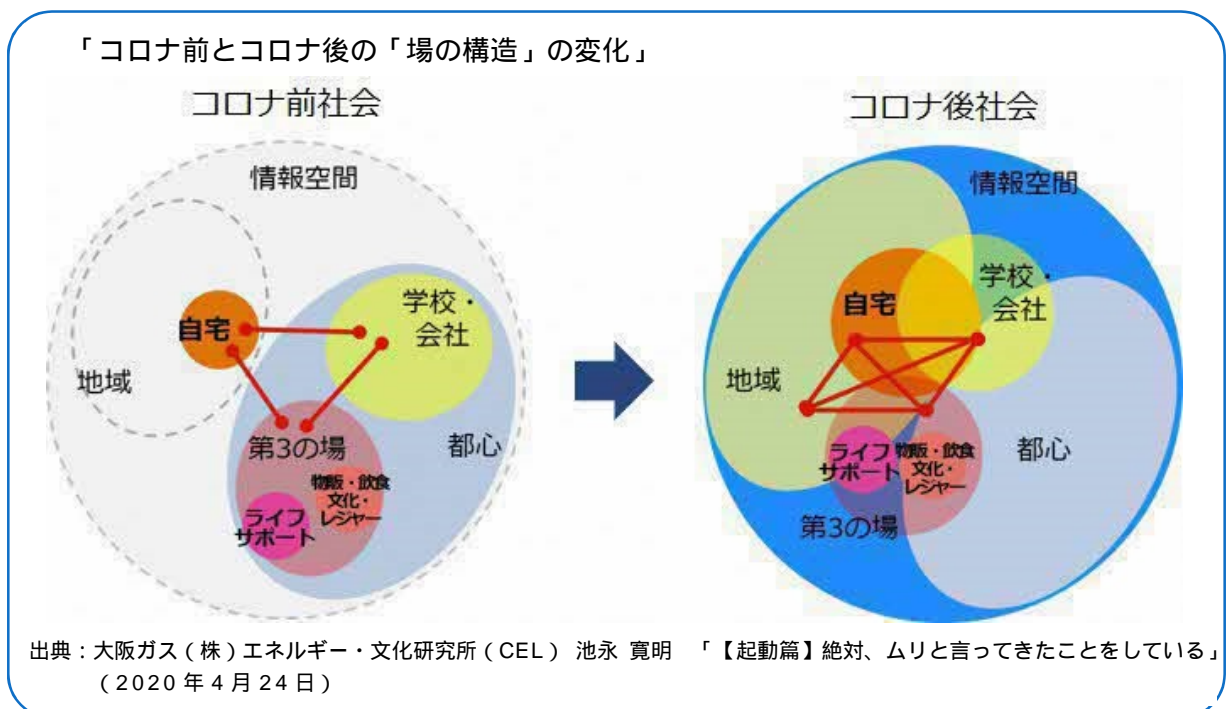
この移動・行動の制約が、既に社会の一部で導入されていた、デジタル技術によるモノ・コトサービスや、移動・運搬サービスへの需要を急拡大させることにつながり、社会全体のライフ/ビジネススタイルの変化のスピードが加速的に進んでいくことが見込まれます。

ライフスタイルの変化としては、消費や余暇活動の都市集中と公共交通を主とした移動方法が見直され、自宅近くの生活圏内での活動の増加が起こります。これにより都市と郊外の関係が「行く/帰る」の構図から多様化し、多拠点生活者の増加など「自宅・会社/学校・第3の場」によって構成されていた社会が自宅や地域の方向へ移行することが想定されます。

ビジネススタイルの変化としては、テレワークが浸透することにより、しごとの場が、これまでの都市に立地する会社から、郊外の自宅やリモートオフィスなどに移行する機会が増えていきます。このしごとの場の変化が、会社のあり方や業務の進め方にも変化を及ぼし、同様の変化が学校などにおいても起こることが想定されます。加えて、オフィス街や繁華街といった、まち全体のかたちに変化を起こすことまでもが想定されます。

以上のように、生活・社会活動の場について、職住近接や多拠点生活が促進され、会社や学校から自宅・地域の方向へ移行していくことが想定されます。

(概念図) 新型コロナウイルス感染症による生活・社会活動の変化



(2) 産業・経済構造の変容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生する以前から AI(人工知能)や IoT(Internet of Things)、5G(第5世代移動通信システム)、AR/VR(拡張現実/仮想現実)などのデジタルテクノロジーの進歩による産業構造の変容は続いており、先述の「生活・社会活動の変容」により、その進展が加速する分野や新たな対策が必要な分野があります。

また、各産業分野が抱える課題がデジタルテクノロジーの進歩により解決されるとともに、様々な業種にまたがる横断的な変化が生じることで、分野ごとの垣根が低くなると考えられます。このような時流において、以下の3つの分野の成長の加速が想定されます。

コミュニケーションのデジタル化

従来は、コミュニケーションをする相手の場所へ移動する必要があったものが、リモート技術の進展により、離れたところからでも円滑なコミュニケーションが行えるよう変容しています。このコミュニケーションのデジタル化は、テレワークやテレスクールの拡大を促し、郊外分散型サテライトオフィスの需要増加や通勤・通学の必要性低下につながることから、不動産や交通、エネルギー業界への影響が大きいと考えられます。

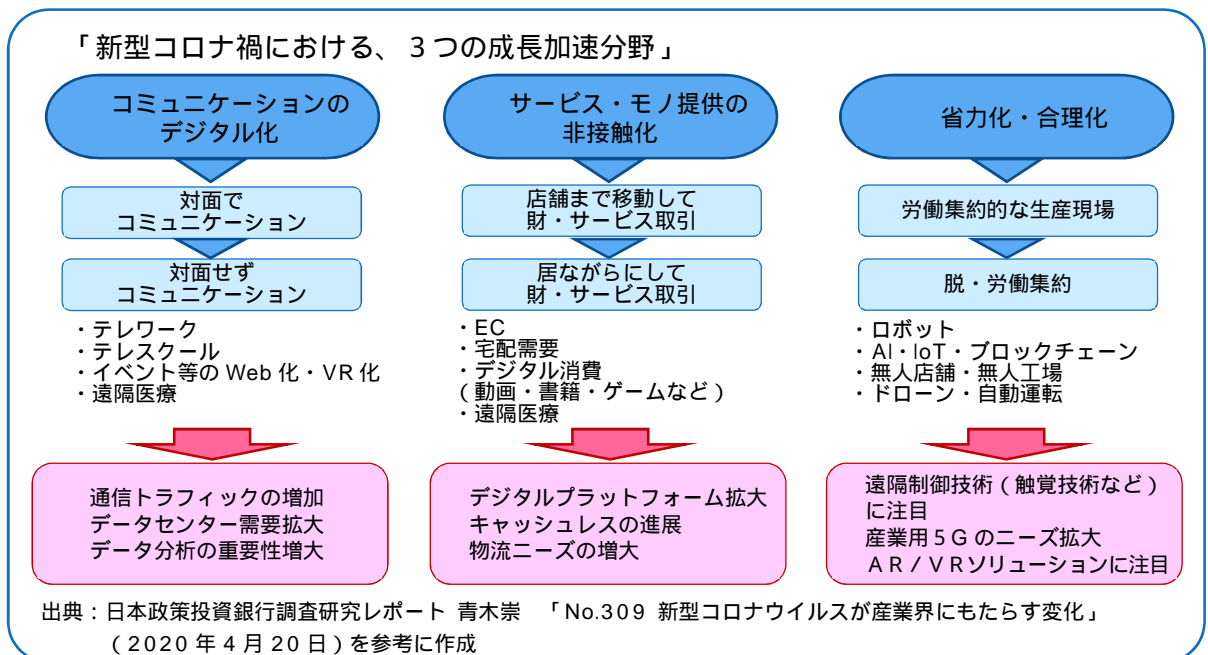
サービス提供の非接触化

従来は、消費者が店舗まで移動してサービスの取引を行っていましたが、消費者が自宅やオフィス等に居ながらにして取引を行うよう変容しています。このような消費行動の増加は、小売業者に店舗販売から EC(電子商取引)への移行や充実を促し、今後特に EC 化率の低かった食品においても進展することが想定されます。このような業態変化は、キャッシュレス決済の進展や、サプライチェーンの再構築が必要であることから、金融、物流業界の拡大が想定されます。

省力化・合理化

上記の「コミュニケーションのデジタル化」や「サービス提供の非接触化」が増加することで、ロボットや AI などを活用した「省力化・合理化」の動きの活性化が想定されます。

(概念図) 産業・経済構造の変化



第3章 産業ビジョンとポストコロナを見据えた地域経済対策

1. ポストコロナを見据えた地域経済対策の考え方

産業ビジョンの基本理念「働く人 暮らす人 訪れる人 みんなで創る 魅力と活力が続くまち」の実現を目指すため、ウィズ/ポストコロナにおける産業振興の方針を以下の3点とします。

ウィズコロナにおいては「新しい行動様式」が求められ、我が国全体の経済に大きなダメージを与えることとなっていることから、様々な業種に対する支援が求められています。

その一方で、通勤・通学などが減少し、従来よりも自宅や地域での生活・社会活動が増加しており、これまで「暮らす」機能が求められてきた本市においても、身近な地域に「働く・学ぶ・活動する」機能が求められます。

また、デジタルテクノロジーの進歩などによる産業・経済構造の変容が一層の加速をみせる中、本市が有する立地特性や交通利便性、労働人口等のポテンシャルを發揮できるよう、時流を捉えた変革に取り組む必要があります。特に市北部地域や隣接自治体では、新名神高速道路の開通による産業立地ニーズが高まりをみせており、住環境・自然環境と調和した産業活性化策が求められています。

(1) 事業を継続しようとする事業者支援

新型コロナウイルス感染症の影響による、社会経済情勢の変化は、本市内事業者にも大打撃を与え、感染拡大防止対策の取り組みや従業員の働き方の変更などの急激な適応を求めています。

業種や事業規模によって異なるウィズ/ポストコロナにおける要請に適切に対応し、発展的に事業を継続しようとする事業者の支援を行います。

(2) ウィズ/ポストコロナにおける市場変化への対応支援

ウィズ/ポストコロナにおいては、従来の消費活動や生産活動から大きな変容が起こっています。DX(Digital Transformation)、IoT、AIなどの成長拡大が見込まれる取り組みへチャレンジする事業者や、新たな事業展開を行う事業者を支援します。

DX:企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

(3) ウィズ/ポストコロナにおける働き方への対応支援

リモートワークの機会の増加やデジタルテクノロジーの導入など、働き方の変容も加速しています。このような働き方の転換に順応できるよう、啓発や支援を図ります。

また、大幅な業績の悪化による、新規採用の凍結や人員削減により、有効求人倍率が低下しています。国・県等と連携した求職者支援の強化を図るとともに、雇用の創出を推進します。

2. ポストコロナを見据えた地域経済対策

基本方針 1 しごとの創出と暮らし・まちの活性化

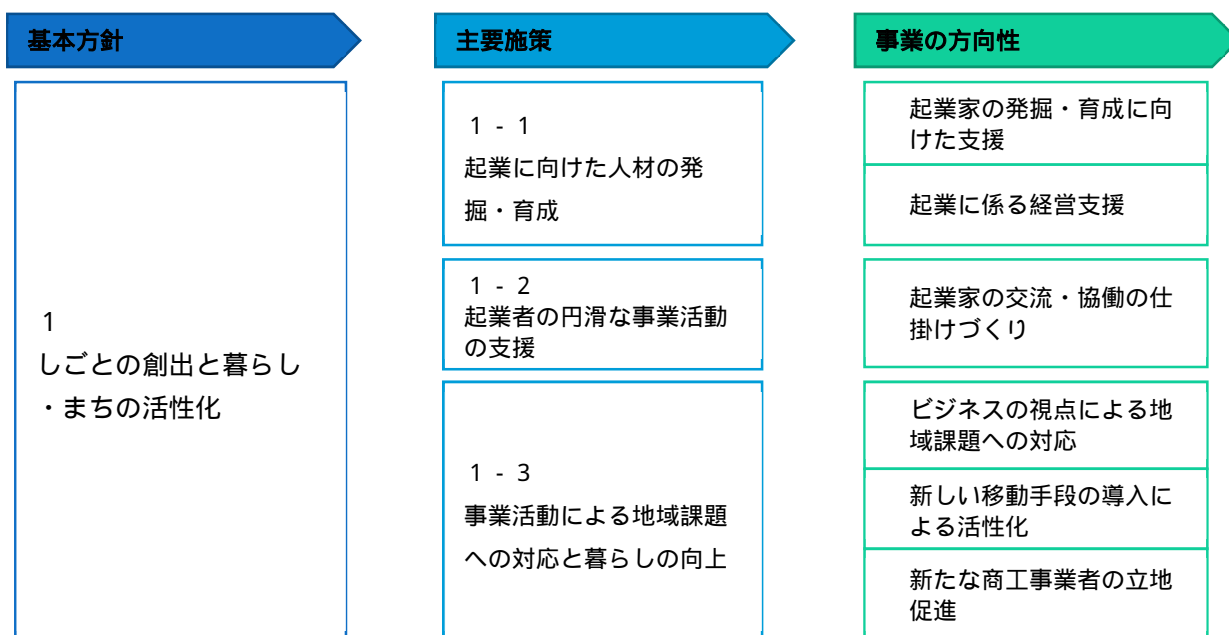
施策の視点と体系

本市は、大阪・神戸などの大都市近郊の住宅都市として、充実した道路網・鉄道網により高い通勤・通学の利便性を有しています。また、自然環境に囲まれ、生活関連施設が市域に広く立地しており、豊かな居住環境を備えています。

ウィズコロナにおいては、通勤・通学などの人の移動が減少し、従来よりも自宅や地域での生活・社会活動が増加します。これまで住宅都市として「暮らす」機能が求められてきた本市においても、身近な地域に「働く・学ぶ・活動する」機能が求められます。

また、社会経済情勢の変容により、消費活動や生産活動にも大きな変化が起こっています。この変化を捉えた様々な事業活動の転換や、本市を含む周辺圏域が有する充実したポテンシャルを求める事業者による新たな取り組みや立地が期待されます。

このような地域・経済情勢に求められる機能の変化に対応し、本市の豊かな居住環境の持続とまちの活力の向上をめざす、新たなビジネスの立ち上げや起業後の課題への対応を支援します。



施策・事業展開の方向性（新規事業には「**■**」、拡充事業には「**▲**」マークを記載）

1 - 1. 起業に向けた人材の発掘・育成

全国的にコロナ関連倒産が増加しており、本市内の既存事業者においてもマイナスの影響が広がっています。ウィズ/ポストコロナとして変動する社会経済情勢や本市内の新たなニーズに対応したビジネスを立ち上げる起業家の発掘・育成支援を行います。

また、地域経済の新陳代謝の加速が予想されることから、空き店舗等への新たな出店支援を行います。

事業の方向性 起業家の発掘・育成に向けた支援
(ウィズ/ポストコロナの視点を加えて継続)

事業の方向性 起業に係る経営支援

新たな担い手による地域の消費活性化やにぎわいの創出に向けて、新規開店する飲食・小売店、サービス事業者等に対し、店舗の立ち上げに対する支援
移動販売やキッチンカー等を活用した、小さな起業にチャレンジする機会の提供支援

1 - 2. 起業者の円滑な事業活動の支援

3 密回避等の「新しい生活様式」への対応が求められており、起業者の働く場としてコワーキングスペース等のニーズの増加が予想されます。

事業の方向性 起業家の交流・協働の仕掛けづくり

起業家等の円滑な事業活動に資するセミナーの開催や交流機会が提供される「コワーキングスペース」を運営する事業者への支援

1 - 3. 事業活動による地域課題への対応と暮らしの向上

ウィズ/ポストコロナにおいては、人々の交流に制限がかかり、この問題を解消するためICT(情報通信技術)の技術開発や利活用が、従来想定されていたよりも加速的に進歩・普及することが予想されます。一方で、ICTなどの進歩の過程においては、その利活用に格差(デジタルデバイド)が生じることが予想されます。また、中長期的な社会変容が及ぼすインパクトは、想定できない部分があります。今後発生する「働く・学ぶ・活動する」といった社会活動や事業活動における多様な地域課題に対応しようとする事業者への支援を行います。

加えて、時流の変化を捉えた様々な事業活動の転換や、本市内の産業立地へのポテンシャルを求める事業者による新たな取り組みや立地を支援します。

事業の方向性 ビジネスの視点による地域課題への対応

ウィズ/ポストコロナの新たな地域・社会課題の解決に意欲的に取り組む事業者の支援
業種の枠組みに捕らわれない事業者連携の場の創出など、幅広い視野の対策を検討
地域経済の振興にかかる、民間団体等からの提案募集や、官民連携での取り組みの推進

事業の方向性 新しい移動手段の導入による活性化
(ウィズ/ポストコロナの視点を加えて継続)

事業の方向性 新たな商工事業者の立地促進

市内へ立地を希望する事業者について、兵庫県が実施する税の軽減や設備・雇用に対する補助金等の産業立地促進制度と連携
市北部地域における、土地利用計画(都市計画等)の変更などの産業立地促進

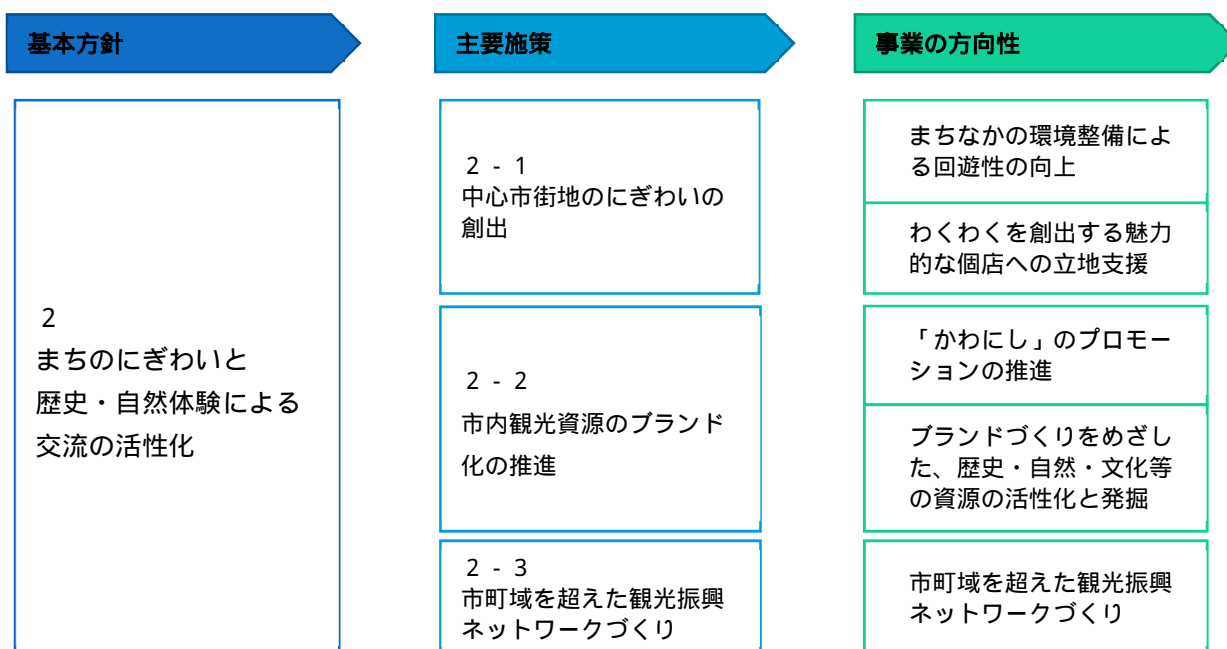
基本方針 2 まちのにぎわいと歴史・自然体験による交流の活性化

施策の視点と体系

本市の中心市街地は、公共交通の結節点であり、商業施設や公共施設が集積する川西能勢口駅周辺から、土地区画整理事業による新たなまちづくりにより、様々な都市機能の充実が進むセラ川西地区の約80haの区域であり、ウィズ/ポストコロナにおいても、この地域がまちのにぎわいの中心としての機能を発揮し続けなければなりません。

また、市内では「源氏まつり」をはじめ、多彩なイベントが開催されてきましたが、その実施方法についても大きな転換が求められています。

一方で、本市には「にほんの里100選」に選ばれた黒川地区の里山など、大都市近郊にありながらも多様で豊かな自然環境があり、近隣市町の有する資源との相乗効果により、ニーズが高まっているアウトドア体験などの、潜在的な観光資源の創造を促す視点が求められています。



施策・事業展開の方向性（新規事業には「 」、拡充事業には「 」マークを記載）

2 - 1 . 中心市街地のにぎわいの創出

中心市街地への来街者数が減少したことにより、事業者による様々な経営改善の取り組みが行われるものの、飲食業をはじめとする各種サービス業や小売業の売上げ減少が長期化しています。

今後、中心市街地にも空き店舗の増加が予想されることから、まちのにぎわいの継続を図るため、新たな事業者の立地を促進します。

また、これまで開催されてきた集合型の集客イベントの開催への制約が高まっていることから、実施手法の刷新が必要となります。

事業の方向性 まちなかの環境整備による回遊性の向上
商業者団体等による、ウィズ/ポストコロナにおける周遊型集客事業等への支援

事業の方向性 わくわくを創出する魅力的な個店への立地支援

訪れるたびにわくわくできる中心市街地をめざして、地域内の空き店舗などに新たに出店する小売店や飲食店等の開店に対する支援

中心市街地内の限定した路線の道路空間を活用し、周辺施設への集客や来街者の増加を図る、にぎわいイベントの開催支援

商業者団体等による集客イベント等の開催に対応する感染防止対策の提示

2 - 2. 市内観光資源のブランド化の推進

「新しい生活様式」を踏まえた余暇活動として、都市部から郊外へ、室内から室外へ、密集から分散へといった視点から、自然体験やキャンプ・ハイキングなどのアウトドアレジャーへのニーズが高まりを見せています。加えて、ゴルフや農業体験への注目も集まるなど、市内資源の可能性が広がっており、暮らしや働き方の変化に合わせた活用を見据えた取り組みが期待されます。

また、源氏まつりなどの集客イベントは、新たな開催方法の構築が必要とされます。

事業の方向性 「かわにし」のプロモーションの推進

源氏まつり、猪名川花火大会、一庫ダム周遊マラソン大会などのイベントの効果的な開催
SNS を活用した PR を推進

オフラインとオンラインを組み合わせたイベント開催の支援

事業の方向性 ブランドづくりをめざした、歴史・自然・文化等の資源の活性化と発掘

新たな観光資源の創造や潜在的な観光スポットの発掘、既存の観光資源の PR 視点の転換
黒川地区の黒川公民館や知明湖キャンプ場などの施設の活用や、地域で活動する人材の発掘

都市近郊の立地を活かした、自然体験プログラムなどの開発検討

ワーケーションやスタディケーションとしての利用を見据えた市内資源の創造と発掘

ワーケーション・スタディケーション：ワーク（仕事）・スタディ（学習）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、場所にとらわれず観光地等で仕事や学習を行うこと。

2 - 3. 市町域を超えた観光振興ネットワークづくり

近年、本市の最北部に位置する黒川地区や妙見山、豊能町、能勢町方面へのインバウンドの増加が見られましたが、コロナ禍により大幅な減少に転じています。

一方で、アウトドアレジャーや居住地の近場での観光にシフトするなど、本市を含む隣接市町が連携した、コンテンツ開発や PR のよる来訪者の増加を図ります。

事業の方向性 市町域を超えた観光振興ネットワークづくり

都市近郊の立地を活かした、自然体験プログラムなどの開発検討（再掲）

隣接市町と連携したマイクロツーリズム（自宅から近距離の旅行）の PR

基本方針 3 既存産業の持続と活性化

施策の視点と体系

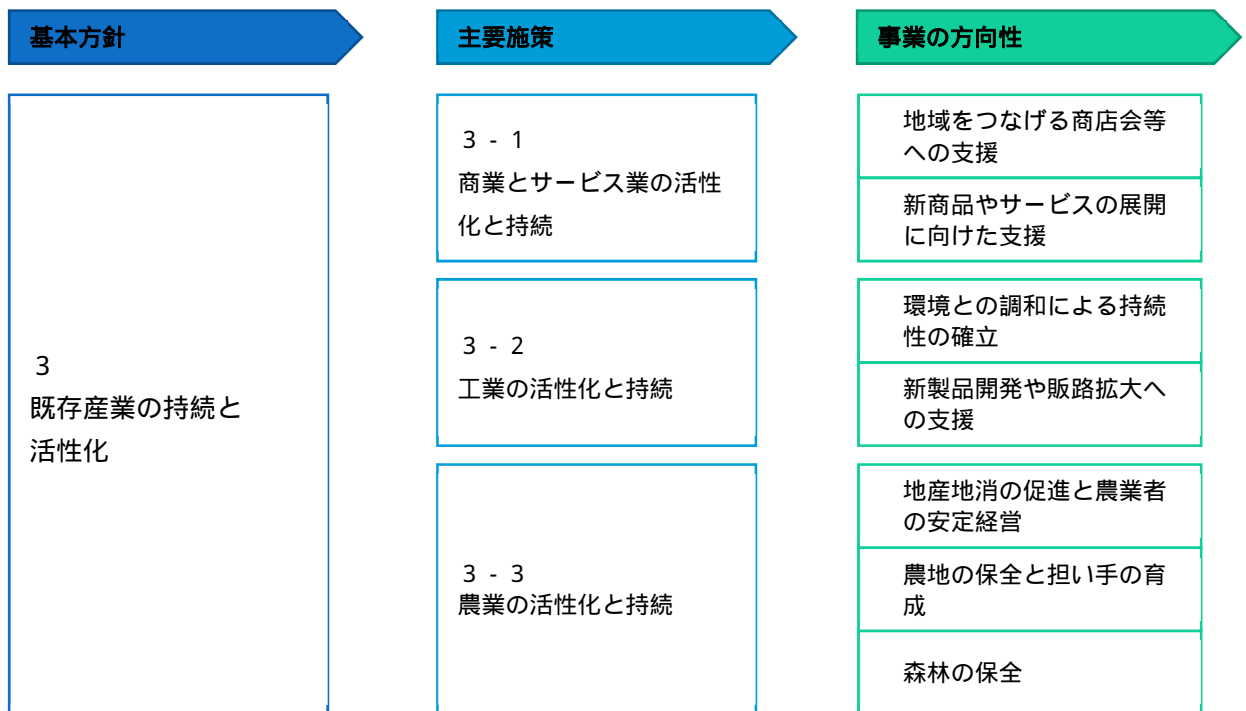
新型コロナウイルス感染症の影響による、社会経済情勢の変化は、本市内の既存産業に大きな打撃を与え、感染拡大防止対策の取り組みや従業員の働き方の変更など急激な適応を求めています。

商業においては、飲食業を中心としたサービス業などで営業の自粛を余儀なくされるなど、多くの事業者の売上げが大幅に減少する事態となっています。

工業においては、海外からのサプライチェーンが寸断されるなど、世界的な感染拡大や景気の冷え込みの影響を受ける事業者もあり、全体として売上げが大幅に減少しています。

農業においては、全国的には飲食店等の事業者向けなどで大幅な出荷減が起きていますが、本市内は都市近郊農業で個人消費向けが多く、比較的影響は少ない状況でした。

地域に根差した各産業が、ウィズ/ポストコロナの要請に適切に対応し、今後も安定的な経営を続けることが、本市の豊かな生活環境や就労機会の持続を支える礎となります。



施策・事業展開の方向性（新規事業には「」、拡充事業には「」マークを記載）

3 - 1. 商業とサービス業の活性化と持続

本市は第3次産業の構成比率が高く、特に飲食店の比率が高いため、売上げ減少の影響が大きくなっています。また、いわゆる「巣籠もり消費」にシフトしたことにより、ECの利用拡大や、自宅近辺での消費行動の増加といった変化があり、特に中心市街地に立地する店舗の売上が大きく減少しています。

市内での消費行動を促すとともに、事業者による集客事業の転換などの支援を推進します。

事業の方向性 地域をつなげる商店会等への支援

商業者団体等による、移動販売や配送サービスの実施など、地域ニーズに対応した事業への支援

「新しい生活様式」を踏まえた経営を行う事業者の PR や、消費喚起事業の実施
商業者団体等による、ウィズ/ポストコロナにおける周遊型集客事業等への支援（再掲）

事業の方向性 新商品やサービスの展開に向けた支援

新商品開発の経費について、事業者がより効果的に活用ができるような補助制度を検討
新規開店する飲食・小売店、サービス事業者等に対し、店舗の立ち上げに対する支援

3 - 2. 工業の活性化と持続

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、グローバルサプライチェーンが寸断され、製造業・建設業ともに操業を停止せざるを得ない状況となり、売上げが大幅に減少している事業者があります。このような事態を想定した対応を進める事業者への支援を推進します。

事業の方向性 環境との調和による持続性の確立

中小企業強靱化法に基づく「事業継続力強化計画」の認定を受けた企業が導入する、持続可能な経営基盤整備のための防災減災設備の購入に対する支援

事業の方向性 新製品開発や販路拡大への支援

（ウィズ/ポストコロナの視点を加えて継続）

3 - 3. 農業の活性化と持続

本市の農業は、大阪・神戸などの大都市圏への出荷のみならず、地産地消の推進により、市民に安心・安全で新鮮な農作物を供給し、良質な食生活を提供する重要な役割を担っており、地場作物へのニーズの高まりを捉えた活動を支援します。

事業の方向性 地産地消の促進と農業者の安定経営

地域の農産物の直売システムの構築支援と PR の推進

事業の方向性 農地の保全と担い手の育成

農業の担い手の育成をめざした、新たな農業体験機会の創出
農地活用や利用者資格についての緩和

事業の方向性 森林の保全

（ウィズ/ポストコロナの視点を加えて継続）

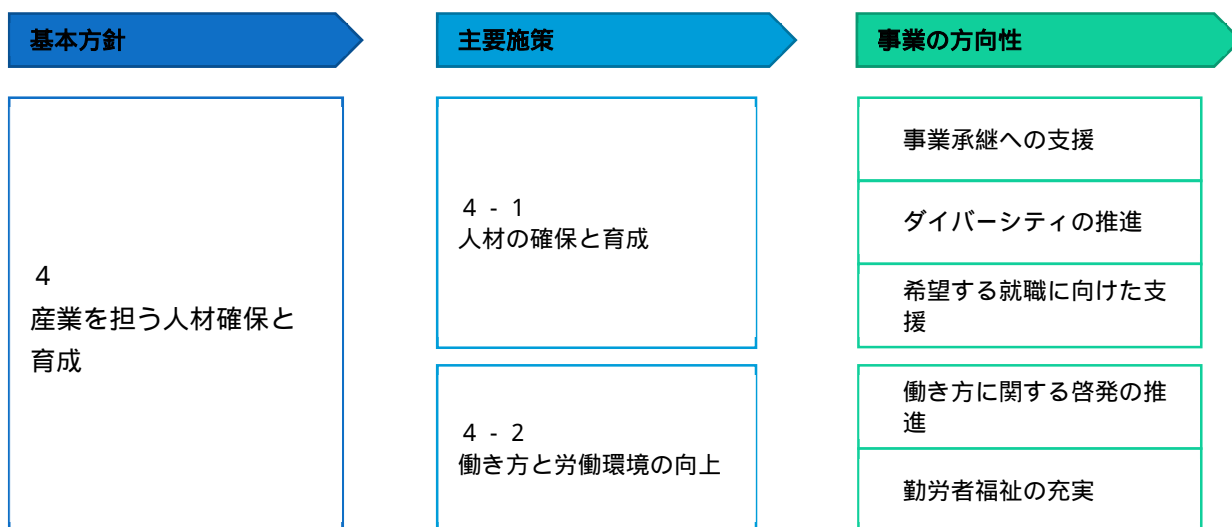
基本方針 4 産業を担う人材確保と育成

施策の視点と体系

国、県との連携を深化させるとともに、就労関係機関との協力により、人材の確保・育成に取り組めます。

また、就労意欲のある女性や高齢者、障がい者をはじめ多様な人材の希望が実現につながるよう、雇用機会の創出や職業能力の向上、相談の機会などの就労に向けた支援を行います。

さらに、多様で柔軟な働き方を選択でき、人生の各段階に応じて希望するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行うとともに、勤労者福祉の充実に取り組めます。



施策・事業展開の方向性（新規事業には「 」、拡充事業には「 」マークを記載）

4 - 1. 人材の確保と育成

新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な業績悪化による、新規採用の凍結や人員削減といった対応を迫られる事業者が多くみられると同時に、有効求人倍率が低下しています。国・県と連携し、増加する求職者への支援の強化を図ります。

また、ウィズ/ポストコロナにおける社会経済情勢の変化や、本市のポテンシャルを活かして進出を図る事業者への支援を行うことで、雇用機会の創出に取り組めます。

事業の方向性 事業承継への支援
(ウィズ/ポストコロナの視点を加えて継続)

事業の方向性 ダイバーシティの推進
(ウィズ/ポストコロナの視点を加えて継続)

事業の方向性 希望する就職に向けた支援
伊丹公共職業安定所と共同で設置する川西しごと・サポートセンターで、職業紹介や就職相談を実施

兵庫労働局が設置する、若者（15～39歳まで）の就労支援を目的とした若者キャリアサポート川西で、就職相談や面接会、セミナーを実施
若者を対象とした就労体験事業を実施し、市内事業者等への就職を支援
キャリアカウンセリングのオンライン実施を含む、相談機会の拡大
事業者の立地促進による、就労機会の創出

4 - 2. 働き方と労働環境の向上

3 密回避等の「新しい生活様式」への対応が求められており、これまで主に大都市のオフィス等に出勤していた人々が、自宅やコワーキングスペース等で勤務を行うリモートワークの機会が増加しています。今後は一層、制度化や浸透が進み、働き方として常態化することが予想されます。

こういった働き方の転換が円滑に進むような体制づくりや啓発を推進します。

事業の方向性 働き方に関する啓発の推進

リモートワークの普及に伴ってニーズが高まるシェアオフィスやコワーキングスペースを運営する事業者への支援
多様な働き方セミナーの開催

事業の方向性 勤労者福祉の充実

(ウィズ/ポストコロナの視点を加えて継続)

3. 産業ビジョンとウィズ/ポストコロナにおける地域経済対策の事業化方針

川西市産業ビジョンの体系に、ウィズ/ポストコロナにおける地域経済対策として新規・拡充する事業を加えた上で、その着手時期を示します。

- ・新規拡充の凡例
 - = 産業ビジョン新規・拡充事業
 - = ウィズ/ポストコロナ新規事業
 - = ウィズ/ポストコロナ拡充事業
- ・着手時期の凡例
 - 早期 = R2～4年度（ウィズコロナ期）
 - 中・長期 = R5～9年度（ポストコロナ期）

基本方針1 しごとの創出と暮らし・まちの活性化

主要施策	事業の方向性	事業展開の方向性	新規 拡充	早期	中・ 長期
1-1 起業 に向けた 人材の発 掘・育成	1 起業家の 発掘・育成に 向けた支援	商工会等の関係機関と連携し、起業に関するセミナーの開催や相談体制の構築	継 続		
	2 起業に係 る経営支援	新規開業する飲食・小売店、サービス事業者等に対し、店舗の立ち上げに対する支援			
		起業時や起業後間もない時期の借入による資金調達を支援	継 続		
		移動販売・キッチンカー等の小さな起業支援			
1-2 起業 者の円滑 な事業活 動の支援	1 起業家の 交流・協働の 仕掛けづくり	起業者等の円滑な事業活動に資する「コワーキングスペース」を運営する事業者への支援			
1-3 事業 活動によ る地域課 題への対 応と暮ら しの向上	1 ビジネス の視点による 地域課題への 対応	「コミュニティビジネス」の起業支援を商工会等との連携により実施	継 続		
		個人等の資産やスキル等を活用する「シェアリングエコノミー」の導入			
		「企業版ふるさと納税制度」の活用を検討			
		新たな地域・社会課題の解決に意欲的に取り組む事業者の支援			
		同業種・異業種連携の場の創出など、幅広い視野の対策検討			
		民間団体等からの提案募集や官民連携での取組の推進			

主要施策	事業の方向性	事業展開の方向性	新規 拡充	早期	中・ 長期
	2 新しい移動手段の導入による活性化	地域の活性化に資する新たな交通手段「オンデマンドモビリティ」の導入			
		中心市街地の回遊性の向上等をめざす「グリーンスローモビリティ」の導入			
	3 新たな商工事業者の立地促進	川西インターチェンジ周辺土地利用計画に即した地区計画策定の支援	継 続		
		県が実施する産業立地促進制度と連携			
		市北部地域における、土地利用計画の変更などの産業立地促進			

基本方針 2 しごとの創出と暮らし・まちの活性化

主要施策	事業の方向性	事業展開の方向性	新規 拡充	早期	中・ 長期
2-1 中心市街地のにぎわいの創出	1 まちなかの環境整備による回遊性の向上	中心市街地の回遊性の向上等をめざす「グリーンスローモビリティ」の導入（再掲）			
		中心市街地内の公共的施設へのルートを示す案内サイン等の設置			
		商業者団体等による、周遊型集客事業等への支援			
	2 わくわくを創出する魅力的な個店への立地支援	中心市街地内の空き店舗などへの新たな出店に対する支援			
		中心市街地内に新規出店する事業者などを対象としたセミナーや訪問支援等の実施			
		中心市街地内の限定した路線の道路空間を活用した、にぎわいイベントの開催支援			
		集客イベント等の開催に対応する感染防止対策の提示			
2-2 市内観光資源のブランド化の推進	1 「かわにし」のプロモーションの推進	ブランド化を推進する、「清和源氏」をキーワードとしたプロモーションの実施			
		能勢電鉄(株)やアサヒ飲料(株)、市内商業団体と連携した PR の推進	継 続		
		源氏まつり、一庫ダム周遊マラソン大会などのイベントの効果的な開催			
		ネット、SNS を活用した全国向けの魅力発信			
		オフラインとオンラインを組み合わせたイベント開催の支援			

主要施策	事業の方向性	事業展開の方向性	新規 拡充	早期	中・ 長期
	2 ブランドづくりをめざした、歴史・自然・文化等の資源の活性化と発掘	新たな観光資源の創造や潜在的な観光スポットの発掘、既存の観光資源の PR 視点の転換			
		黒川地域の施設の活用や、地域で活動する人材の発掘			
		国指定史跡の加茂遺跡や市登録文化遺産の旧三ツ矢記念館などの PR	継 続		
		都市近郊の立地を活かした、自然体験プログラムなどの開発検討			
		ワーケーション等の利用を見据えた市内資源の創造と発掘			
2-3 市町域を超えた観光振興ネットワークづくり	1 市町域を超えた観光振興ネットワークづくり	能勢電鉄沿線の市町で構成する「いいな里山ねっと」の取り組みの展開	継 続		
		県が取り組む阪神北ツーリズム振興協議会等と連携した PR	継 続		
		観光資源のデータベース化と観光ニーズとのマッチングの最適化			
		都市近郊の立地を活かした、自然体験プログラムなどの開発検討（再掲）			
		近隣市町と連携したマイクロツーリズムの PR			

基本方針 3 既存産業の持続と活性化

主要施策	事業の方向性	事業展開の方向性	新規 拡充	早期	中・ 長期
3-1 商業とサービス業の活性化と持続	1 地域をつなげる商店会等への支援	商店会等の魅力や利便性の向上などの、活性化に向けた取り組み支援	継 続		
		商業者団体等による、地域ニーズに対応した事業への支援			
		「新しい生活様式」を踏まえた経営を行う事業者を対象とした PR や、消費喚起事業の実施			
		商業者団体等による、周遊型集客事業等への支援（再掲）			
	2 新商品やサービスの展	新商品開発の経費について、事業者がより効果的に活用ができるような補助制度を検討			

主要施策	事業の方向性	事業展開の方向性	新規 拡充	早期	中・ 長期
	開に向けた支援	新規開業する飲食・小売店、サービス事業者等に対し、店舗の立ち上げに対する支援			
		県が認定する「経営革新計画」による事業や、起業家による借入時の信用保証料に対する支援			
		ふるさとづくり寄附金事業を活用した、市内事業者のPRと受注機会の創出	継 続		
		商業、サービス業者の見本市出展の経費に対する補助の実施			
3-2 工業の活性化と持続	1 環境との調和による持続性の確立	工場等の操業や労働環境の改善を行う事業者に対し、低騒音設備等の整備に対する支援			
		「エコアクション 21」の認証に係る経費への補助の実施	継 続		
		「事業継続力強化計画」の認定を受けた企業が導入する、防災減災設備の購入に対する支援			
	2 新製品開発や販路拡大への支援	新技術や新製品の開発を図る事業者に対し、技術開発に要する経費への補助	継 続		
		産業財産権（商標・意匠・特許・実用新案）の取得に係る経費に対する補助			
		県が認定する「経営革新計画」による事業や、起業家による借入時の信用保証料に対する支援（再掲）			
		工業者の見本市出展の経費に対する補助	継 続		
	3-3 農業の活性化と持続	1 地産地消の促進と農業者の安定経営	食の安全と安心をめざす、生産者の活動やマルシェの開催、直売所設置支援	継 続	
いちじく・桃・栗の生産支援や即売会の開催についてJ Aや関係団体と連携した支援			継 続		
農業者の経営所得安定対策や農業共済・収入保険の加入促進			継 続		
営農規模の拡大などを計画的に行う農業者に対し、農業資材や種苗の取得等に対する支援					
ビニールハウスの設置や、高収入作物の生産支援策の検討					
地域の農産物の直売システムの構築支援とPRの推進					

主要施策	事業の方向性	事業展開の方向性	新規	早期	中・
			拡充		長期
2 農地の保全と担い手の育成		耕作放棄の防止と新たな担い手の育成のため、市民ファーマー制度の実施内容の検討	継 続		
		農業の担い手不足を支援する楽農ボランティア制度の設置	継 続		
		ため池や農業用水路等の点検・修繕等への支援	継 続		
		有害鳥獣の捕獲について、社団法人兵庫県猟友会川西支部との連携により実施	継 続		
		生産緑地の新規・追加指定と特定生産緑地の指定の申出への対応	継 続		
		「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく申請への対応	継 続		
		「農福連携」や「農教連携」の展開支援			
		農業の担い手の育成をめざした、新たな農業体験機会の創出			
		農地活用や利用者資格の緩和			
		3 森林の保全		里山林などの身近な森林の整備・保全のため、森林ボランティア団体への補助	継 続
森林環境譲与税を活用した、森林整備や担い手の確保、木材利用の促進等を検討	継 続				

基本方針 4 産業を担う人材確保と育成

主要施策	事業の方向性	事業展開の方向性	新規	早期	中・
			拡充		長期
4-1 人材の確保と育成	1 事業承継への支援	県・商工会・金融機関等と連携した事業承継に向けた中小企業の支援	継 続		
	2 ダイバーシティの推進	国・県と連携を図り、高齢者・障がい者等の就労に向けた支援の推進	継 続		
		関係団体で構成する「障がい者雇用・就労推進本部」を設置し、障がい者雇用を推進			
		ダイバーシティに取り組む市内事業者のPR			
	3 希望する就職に向けた支援	伊丹公共職業安定所と共同で川西しごと・サポートセンターを設置し、職業紹介や就職相談を実施			
		兵庫労働局が設置する「若者キャリアサポート川西」で、職業相談や面接会等を実施			
		若者を対象とした就労体験事業を実施し、市内事業者等への就職支援		○	
		キャリアカウンセリングのオンライン実施を含む、相談機会の拡大			
		事業者の立地支援による、就労機会の創出			
	4-2 働き方と労働環境の向上	1 働き方に関する啓発の推進	「長時間労働の是正」、「多様で柔軟な働き方の実現」に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発	継 続	
多様な働き方に関するセミナーの開催					
労働相談の実施や、労働者支援セミナーの開催			継 続		
シェアオフィス等を運営する事業者の支援					
2 勤労者福祉の充実		優れた技能と長年の経験がある技能功労者と、長年勤務する優良従業員への表彰	継 続		
		川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター（パセオかわにし）への補助を実施	継 続		

(1) 産業ビジョン推進委員会規則

平成 15 年 6 月 10 日

規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和 52 年川西市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、川西市産業ビジョン推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、川西市産業ビジョンの計画的な推進を図るための重要事項について調査審議するとともに、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員長、委員及び部会員 18 人以内で組織する。

(委員長及び委員の任免)

第 4 条 委員長及び委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体の代表
- (3) 市内の商業者の代表
- (4) 市内の工業者の代表
- (5) 市内の農業者の代表
- (6) 市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員長及び委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 6 条 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員 7 人以内で組織し、市長が委嘱する。

3 部会長は、委員長をもって充てる。

- 4 部会員の任期は、1年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を推進委員会に報告する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

(資料の提出等の要求)

第9条 推進委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、市民環境部産業振興課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、推進委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年6月27日から施行する。

(川西市産業ビジョン策定協議会規則の廃止)

2 川西市産業ビジョン策定協議会規則(平成13年川西市規則第46号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 この規則の施行の日以後、最初に開かれる推進委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成16年3月29日規則第15号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日規則第26号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年6月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月31日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月31日規則第26号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 策定の体制 産業ビジョン推進委員会・地域経済対策検討部会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
委 員	佐々木 保幸	関西大学 経済学部	委員長(部会長)
	野平 淳一郎	川西市商工会・睦工業(株)	
	望月 潔	川西市商工会・(株)ナッツベリー	
	片岡 英夫	川西市商工会・富士色素(株)	
	福本 昭夫	川西市農業振興研究会	
	鈴木 光義	川西市コミュニティ協議会連合会	
	福本 淳	伊丹公共職業安定所	
部 会 員	時任 啓佑	武庫川女子大学実践学習センター	
	山本 利映	やまもと中小企業診断士事務所	
	木原 奈穂子	鳥取大学農学部	
	辻田 卓也	能勢電鉄(株)	
	須磨 正尚	(株)池田泉州銀行 川西支店	
	野原 和憲	川西市商工会・野原興産(株)	
	藤森 薫	川西市商工会	

(順不同・敬称略)

(3) 産業ビジョン推進委員会・地域経済対策検討部会 開催経過

日程	会議	主な内容
令和2年 10月5日	第1回全体会（書面） （推進委員会・部会）	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響 ・ヒアリング調査等の実施計画 ・今後の策定スケジュール
10月 上～中旬	関係事業者等ヒアリング（下記参照）	
10月15日	第1回地域経済対策検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回全体会の意見整理 ・ヒアリング調査と本市産業の現状と課題 ・産業ビジョンと地域経済対策の検討
11月19日	第2回地域経済対策検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業ビジョンと地域経済対策の検討
12月24日	第3回地域経済対策検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済対策（案）の検討
2月18日	第2回全体会 （推進委員会・部会）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済対策（案）の検討

関係事業者等ヒアリング実施団体

分野	団体
観光	川西市観光協会
商業	川西市商工会 商業部会・サービス部会
工業	川西市商工会 建設部会・工業部会
農業	JA 兵庫六甲川西営農支援センター

川西市 産業ビジョン

～ポストコロナを見据えた地域経済対策（案）～

令和3年 月策定・発行

（発行）川西市

（編集）市民環境部 産業振興課

〒666-8501 川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1162

この冊子は市役所内で印刷しています。

時代が変わる。川西を変える。

さあ、かわにし **新**時代へ。

川西市 産業ビジョン

～ポストコロナを見据えた地域経済対策（案）～